



うちなー健康経営宣言

株式会社とも建設

第 2256 号

令和 8 年 1 月 13 日 登録

令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

人材を最も重要な資産としてとらえ、心身の健康保持・増進に努めることで、健康経営に継続的に取り組んでいきます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 健康増進に関する数値目標を設定する
<数値目標：全ての従業員がまずは、一日5,000歩以上歩く。>
6. 食生活の改善に取り組む
7. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
8. メンタルヘルス対策に取り組む